（選点図及び平均図）

第二十条　被災地域境界基本三角点及び前条の多角路線の選定の結果は、被災地域境界基本測量選点図及び被災地域境界基本測量平均図に取りまとめるものとする。

（削る）

第二十五条　削除

第二十六条　削除

（被災地域境界基本調査図原図及び被災地域境界基本調査簿案）

第二十七条　（略）

２　前項の被災地域境界基本調査図原図は、被災地域境界基本三角点網図並びに被災地域境界基本三角点成果簿及び被災地域境界基本細部点成果簿に基づいて作成するものとする。

３　第一項の被災地域境界基本調査簿案は、被災地域境界基本三角点成果簿及び被災地域境界基本細部点成果簿に基づいて作成するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（地籍簿の様式を定める省令等の廃止）

第二条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　地籍簿の様式を定める省令（昭和五十三年総理府令第三号）

二　地籍図の様式を定める省令（昭和六十一年総理府令第五十四号）

三　都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の様式を定める省令（平成二年総理府令第四十三号）

四　山村境界基本調査作業規程準則（平成二十三年国土交通省令第五号）

五　山村境界基本調査図及び山村境界基本調査簿の様式を定める省令（平成二十三年国土交通省令第六号）

六　被災地域境界基本調査図及び被災地域境界基本調査簿の様式を定める省令（平成二十八年国土交通省令第六十七号）

（地籍簿の様式を定める省令等の廃止に伴う経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の同条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる省令の規定に基づいて作成した地図及び簿冊は、第一条の規定による改正後の国土調査法施行規則の相当する規定に基づいて作成したものとみなす。

２　前条の規定による廃止前の同条第四号の山村境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあった作業規程については、第三条の規定による改正後の効率的手法導入推進基本調査作業規程準則に基づいて作成され同法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあったものとみなす。

（国土調査法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行前に交付した国土調査法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第百八十三号）による改正前の国土調査法施行令別表第五による身分証明書は、第一条の規定による改正後の国土調査法施行規則別記様式第七による身分証明書とみなす。

（地籍調査作業規程準則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この省令の施行前に、第二条による改正前の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあった作業規程については、第二条の規定による改正後の地籍調査作業規程準則に基づいて作成され同法第五条第三項、第六条第二項又は第六条の四第二項の届出のあったものとみなす。

（都市部官民境界基本調査作業規程準則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この省令の施行前に、第三条の規定による改正前の都市部官民境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあった作業規程については、第三条の規定による改正後の効率的手法導入推進基本調査作業規程準則に基づいて作成され同法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあったものとみなす。

（選点図）

第二十条　被災地域境界基本三角点及び前条の多角路線の選定の結果は、被災地域境界基本測量選点図に取りまとめるものとする。

第四節　被災地域境界基本調査点計算

（被災地域境界基本調査点計算の方法）

第二十五条　被災地域境界基本調査点計算は、補間法により行うものとする。

（計算）

第二十六条　被災地域境界基本調査点計算は、令別表第四に定める誤差の限度に準じて、当該誤差の限度以上の誤差が生じないように行うものとする。

２　被災地域境界基本調査点の座標値は、地籍図等が示す当該点の座標値を基礎として、第二十四条の被災地域境界基本細部点計算の結果を用いて求めるものとし、その結果は、被災地域境界基本調査点成果簿に取りまとめるものとする。

（被災地域境界基本調査図原図及び被災地域境界基本調査簿案）

第二十七条　（略）

２　前項の被災地域境界基本調査図原図は、被災地域境界基本三角点網図並びに被災地域境界基本三角点成果簿、被災地域境界基本細部点成果簿及び被災地域境界基本調査点成果簿に基づいて作成するものとする。

３　第一項の被災地域境界基本調査簿案は、被災地域境界基本三角点成果簿、被災地域境界基本細部点成果簿及び被災地域境界基本調査点成果簿に基づいて作成するものとする。